

指定居宅サービス事業所管理者
指定地域密着型サービス事業所管理者
指定居宅介護支援事業所管理者
介護保険施設施設長
指定介護予防サービス事業所管理者
指定地域密着型介護予防サービス事業所管理者
指定介護予防支援事業所管理者
基準該当居宅介護支援事業所管理者
基準該当サービス事業所管理者

殿

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課長

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」による平成30年4月以降の介護保険請求（書面による請求）について（通知）

本会の介護保険関係業務につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
平成26年8月の請求省令改正により、書面（紙媒体）による請求は平成30年3月31日までとされており、平成30年4月請求以降は原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

つきましては、平成30年4月請求以降の介護給付費等の請求について、同封している「書面（紙媒体）請求が可能となる条件」に該当し、引き続き書面（紙媒体）による請求を行う場合は、本会への免除届出書提出が必要になりますので、御確認の上、手続き願います。

記

1 送付物

- (1) 厚生労働省老健局長「平成26年8月15日付 老発0815第2号」
- (2) 書面（紙媒体）請求が可能となる条件
- (3) 請求省令附則第二条による免除届出書
- (4) 請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書
- (5) 厚生労働省広報資料

2 提出先

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県国保連合会 介護保険課

3 提出期限

平成29年12月11日（月）

届出書は、いずれか一方を提出願います。

4 その他

既に請求方法を媒体（FD又はCD）に変更している、又は今後変更を予定している場合、「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出が必要となります。

様式については、本会ホームページに掲載しております。

担当 介護保険課
TEL : 022-222-7079
FAX : 022-222-7260